

- 3) 港湾の再開発
- 4) 港湾の環境整備
- 5) 小型船対応
- 6) 港湾の効率的な運営の促進
- 7) 船舶航行の安全の確保
- 8) 港湾等における円滑な交通の確保
- 9) 防災機能の確保
- 10) 港湾における気候変動適応の推進
- 11) 港湾空間のゾーニング 等

2-2 目標年次

(1) 目標年次に係る根拠法令

目標年次について港湾計画で定める事項は、計画基準省令第3条第2項に規定されている。

計画基準省令第3条第2項

港湾計画の目標年次は、通常10年から15年程度将来の年次とし、

- ・ 港湾の利用状況の変化の見込み
- ・ 関連する他の計画の計画期間

等を考慮して定めるものとする。

- ① 目標年次は、「港湾の取扱可能貨物量その他の能力」、「港湾の能力に応ずる港湾施設の規模及び配置」その他を検討するにあたって、経済、社会条件に関する指標を検討する目安として定めるものである。経済、社会条件は、その性格として不確実性を有しているため、目標年次には一定の幅を持たせることが適当と考えられる。

よって、港湾計画における目標年次は、幅を持った年次で定めることを標準とする。具体的には以下の例の中から適切なものを選択して定めることを標準とするが、特に理由がある場合は、他の定め方をすることを妨げるものではない。

【目標年次の例】

- 「令和〇〇年代前半」
- 「令和〇〇年代後半」
- 「令和〇〇年代半ば」